令和８年 11 月 27 日

地方独立行政法人福岡市立病院機構

職員の処分について

本日、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

１　職　　員　　福岡市民病院看護部　看護師（３０代）

２　処分の内容　　停職３月

３　処 分 事 由

当該職員は、令和８年８月 19 日午前５時 30 分から６時頃にかけて、入院中の患者（80 代）の身体介助中に、当該患者の顔を素手で意図的に少なくとも１回叩いたもの。

また、その前後に当該患者に対して、暴言を発したもの。

４　管理監督者の処分

（１）処分の内容

院　　長：文書訓告

看 護 部 長：文書訓告

副看護部長：文書訓告

看 護 師 長：文書訓告

（２）処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

【問い合わせ先】
地方独立行政法人福岡市立病院機構
電話：692-3422